

岐阜市立徹明さくら小学校 「いじめ防止基本方針」

平成26年3月策定 令和7年4月改定
平成30年4月改定
平成31年1月改定
令和元年7月改定
令和2年4月改定
令和3年4月改定
令和4年4月改定
令和5年4月改定
令和6年4月改定

はじめに

ここに定める「岐阜市立徹明さくら小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

具体的な取組としては、児童会を中心に、あいさつを広げる活動や、よさ見付けを全校に広げている。本荘中学校区で連携して「温か宣言」に結び付けていく取組を模索している。

I いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

(4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

- ① 「いじめは、絶対に許さない」
 - ・ いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。
- ② 「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」
 - ・ いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも「今」起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。
- ③ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
 - ・ いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報収集する必要がある。
- ④ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」
 - ・ いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童に対し個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり

～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

- | | | | |
|---|--------------------------------|---|---------------------|
| 1 | どの子も全力で応援する | → | 誰も一人ぼっちにさせない |
| 2 | いつでも誰でもどんな相談も聞く | → | どんなことも受け止める |
| 3 | 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する | → | いじめはみんなで必ず止める |
| 4 | 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう | → | 必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる。 |

・ 学校は、「岐阜市いじめ防止対策推進条例」「教育委員会の方針」等を踏まえ、児童の心身の安全安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びに、いじめ問題への対処を行い、児童を守る。

(6) 保護者の責務など

・ 学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組 (自己肯定感や自己有用感を高める取組)

(1) 魅力ある学校・学級づくり (「学ぶ楽しさのある授業」の推進、主体性、自治力・自浄力等を育成する指導等)

- ・ 「したい、分かった、できた。」という達成感を味わうことができるような授業づくりに努める。
 - ・ 学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に豊かな情操や道徳心、自他を尊重する態度等を養い、互いの人格を尊重し合う人間関係を築くための取組を推進する。
- (ふれあい活動、道徳教育、いじめ防止強化週間に向けた取組等)

(2) 安心感を生み出す指導 (仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届け体制・校内掲示の整備)

- ・ 互いの存在を認め合い、すべての児童が安心できる望ましい人間関係を築く取組をする。自己肯定感や自己有用感を味わえるような学級経営を行う。(朝の会や帰りの会での「よさみつけ」、係活動 (仲間の役に立つ活動))

- ・教職員の何気ない言動が、児童を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることを認識し、児童が自己肯定感をもてるような温かい声かけを積極的に行う。
- ・教職員一人一人が、愛情をもって児童に接すると共に、温かい学級経営や教育活動を展開していく。
- ・児童の声に耳を傾ける体制づくり（各種アンケートの「ダブルチェック」、教育相談習慣の実施、ここタン等）

（３）生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・「いじめを見逃さない日」「いじめ防止強化週間」等で、児童主体での「いじめ防止」に関わる取組を行い、生命・人権の大切さを考える。
- ・うさぎの飼育活動を通して、命の尊さや愛情をもって育てる素晴らしさ、大変さを肌で感じる。
- ・教職員の人権感覚を高める取組（ブロック人権研修、校内研修）を行い、生命の尊厳への理解を図る。
- ・いじめの問題への取組の重要性についての、啓発活動や研修活動を行う。
（学校だより、ホームページによる啓発活動、PTA懇談会）

（４）全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

- ・日頃より、教職員および児童に対して、いじめについての基本認識の理解に努める。
- ・日常生活の中で児童の活躍の場を設定し、児童の具体的な姿や思いの価値付け・方向付けを行う。

（５）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して実態把握に努めるとともに、家庭や地域、関係機関と連携して、児童に対して情報モラル教育を積極的に行う。

3 いじめの早期発見・早期対応

（１）いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・いじめを他人ごとではなく、自分のこととして考え、勇気をもって知っている情報を出すなど傍観者にならない具体的な方法を教える。（SOSの出し方、気付き方教育）

（２）アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実

- ①いじめは巧妙で、大人の目の届きにくいところで行われることを認識し、児童の行動や状態の変化に敏感に反応し、積極的に関わりをもつための情報交流を行う。（いじめについての周知、情報収集、情報交換を行う場・・・職員会・学校いじめ防止等対策推進会議等）
- ②いじめの早期発見のため、健康サポートアプリ、定期的なアンケート調査、教育相談を行い、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。（素早いいじめアンケートの実態把握、アンケートのWチェック、学校いじめ防止等対策推進会議、ケース会議の設定、保護者との面談、家庭でのアンケート記入、ここタン）
- ③見守り隊、PTA等は、地域と連携し、校外での児童の実態把握に努める。

（３）いじめの疑いのある事案に係る情報の共有・連携体制の徹底

- ・いじめがあると確認された場合、学校はただちに、フロー図（下記）に従い、いじめを受けた児童やいじめを通知した児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切な指導をする等、組織的な対応を行う。
- ・いじめ対策監による見守り（校内巡視）をし、児童の様子を把握し、その情報を迅速かつ組織的に対応するための校内組織（フロー図）、迅速かつ適切な情報共有（どのような組織で、誰と）

(4) 教育相談の充実

家庭は、児童の心の拠り所となっている。この場所での児童の心身の状態の安定が、すべての基盤となる。そこで、児童の心身の状態を互いに交流し、ストレスを溜めることなく、生活に潤いが生まれる環境づくりのため、より多くの大人が児童の悩みや相談、問題を受け止めることができるように、学校と家庭、地域が組織的に連携し、協働する体制を作る。(学校運営協議会、手紙や電話、個別懇談、家庭訪問、家庭への児童のよさ報告、保護者の悩みの相談)

不安や悩みを抱える児童に働きかける予防的教育相談を行う。

(5) 教職員の研修の充実

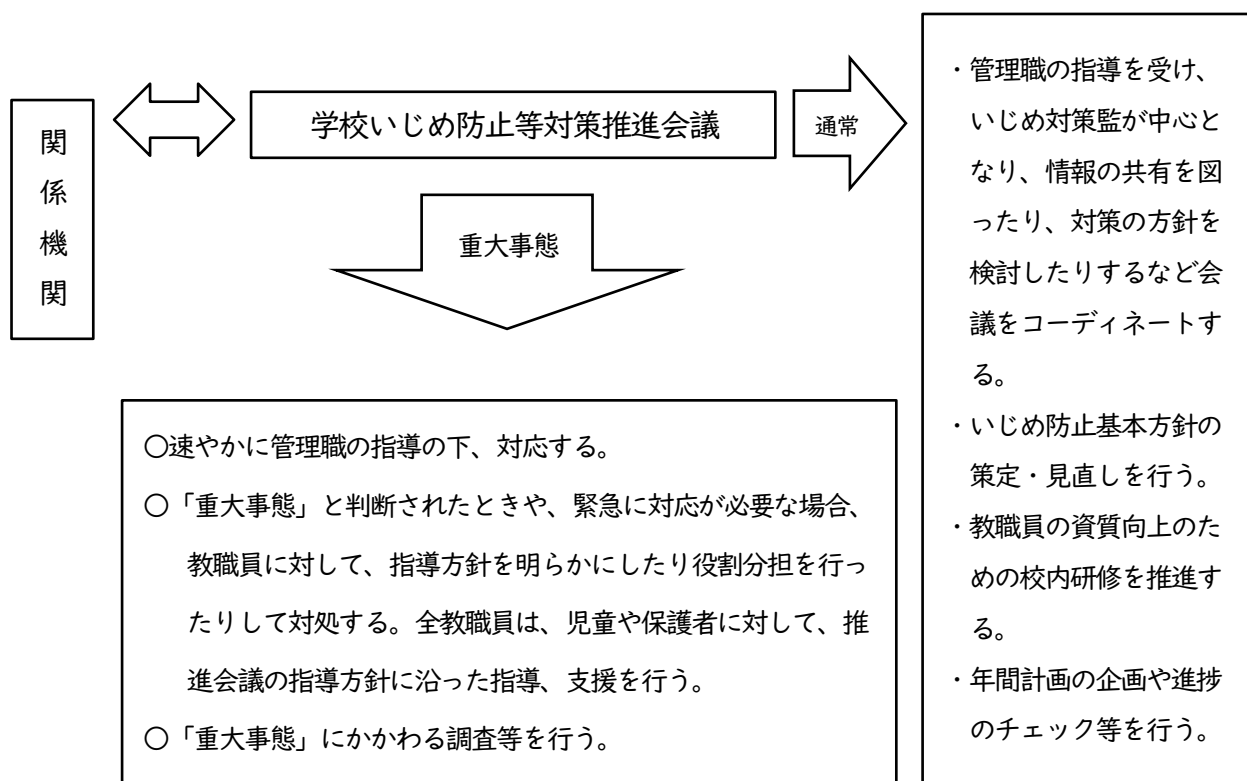
学校いじめ基本方針の理解(ロールプレイング、実践的な研修)、組織的対応の徹底(学校組織で判断、情報共有)、事例研修(解消事案をもとにした研修、進行形の事案による研修、定期的な事案交流)などを行う。

(6) 保護者・地域との連携

いじめの問題への対応においては、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、家庭訪問を行って、今後の学校との連携方法等について話し合い保護者との連携をする。(被害者側の安心感の確保、加害者側の成長の見届け、いじめの認知)

(7) 関係機関との連携

教育委員会へ直ちに報告、関係機関との情報共有や指導の際の連携(警察、子ども相談センター、エールぎふ、こどもサポート総合センター、スクールロイヤー)、各種相談窓口の紹介をする。教育委員会、児童相談センター、児童家庭課、警察、医療・福祉機関、法務局等との適切な連携を図る。また、電話相談や連絡会議などの開催、ケース会議の実施、学校保健安全委員会、学校医の活用を図る。



4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

学校職員：校長、教頭、いじめ対策監、（主任いじめ対策監）、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭 等

学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会委員、民生児童委員、スクールカウンセラー 等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「徹明さくら小学校いじめ防止プログラム」

月	取組内容	備考
4月	・職員研修会の実施（前年度の実態と対応等の引継、今年度の方針の伝達） ・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）の説明 ・教師による「よさ見つけ」（児童への視点の提示） ・学校だより、ホームページ等による「方針」等の発信 ・ICTを活用した子どもの健康サポートアプリ「ここタン」の活用 ・心のアンケート、教育相談習慣の実施 ・Wサポートプラン ・学校だよりで「方針」説明	「方針」・前年度との相違の確認 心のアンケート
5月	・「学校運営協議会」等で「方針」説明 ・「学校いじめ防止等対策推進会議」 ※校内関係者のみによる校内会議は随時実施 ・児童委員会による「あいさつ運動」の取組	
6月	・「いじめ防止強化週間」の実施 6/24～7/3 ・児童会による「あいさつ」及び「よさ見つけ」に関わっての取組 ・いじめアンケート・情報提供アンケートの実施 ・教育相談の実施 ・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施（評価及びいじめ案件についての方針の確認） ・「いじめについて考える日」に向けた取組	いじめアンケート、情報提供アンケート

7月	・「いじめについて考える日」 7/3 ・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」 ・職員会（夏休み前までのいじめ防止の取組の振り返り）	第1回 県いじめ調査
8月	・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施（夏休み前までの評価）と改善 ・職員研修会（ネットいじめ・教育相談を含めた）	
9月	・運動会取組の様子の把握と素早い対応 ・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・ホームページ等による取組経過等の報告 ・心のアンケート、教育相談習慣の実施 ・個別懇談の実施	心のアンケート
10月	・学校運営協議会	
11月	・いじめアンケート・情報提供アンケートの実施 ・教育相談の実施 ・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施（評価及びいじめ案件についての方針の確認） ・「いじめ防止月間」の取組 講師依頼 ひびきあい活動【道徳】（価値内容：思いやり、勇気、生命尊重）等 児童会による「よさ見つけ」及び「宣言」に関わっての取組	いじめアンケート、 情報提供アンケート
12月	・学校評価アンケートの実施	第2回 県いじめ調査
1月	・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組振り返り） ・教職員による次年度の取組計画 ・心のアンケート	心のアンケート
2月	・学校運営協議会等で本年度の取組の成果と課題及び来年度の方向の説明 ・いじめアンケート・情報提供アンケートの実施 ・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施（評価及びいじめ案件についての方針の確認） ・個別懇談の実施	いじめアンケート、 情報提供アンケート
3月	・「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価・本年度の成果と課題の整理） ・学校だより等による次年度の取組等の説明	第3回 県いじめ調査問 題行動調査（文 科）

6 いじめ問題発生時の対応

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法第23条に基づいて明示）

【組織対応】

- ・「いじめ防止対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。

校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。

- ・ いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童及び保護者への指導を見届ける。
- ・ 保護者との連携の下、支援・指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為の背景にある意識を振り返り、自己の生き方とつなげ、見つめ直す指導に努める。（背景に迫る！）
- ・ いじめを受けた児童に対しては、3カ月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・ 同様に、いじめた側の児童に対しても、保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

[大まかな対応順序]

【別紙フロー図参照】

(2) 「重大事態」と判断された時の対応（法第28条・条例第20条に基づいて明示）

- ・ いじめにより児童の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

[主な対応]

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・ いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ①いじめの未然防止の取組に関すること
 - ②いじめの早期発見の取組に関すること
 - ③いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱い

- 個人調査（アンケート等）について
 - ・ 保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料、またアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年（卒業後）とする。
 - （「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改訂参照）
 - （「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」 令和6年8月改定参照）
- 指導記録について
 - ・ 「1事案1ファイル」を原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童生徒の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）
- 校種間、学年間での確実な引継ぎ
 - ・ 個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。